



2024年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社フィックスターズ
代 表 者 名 代表取締役社長 三木 聡
(コード番号：3687 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 堀 美奈子
(電話番号：03-6420-0751)

取締役の金銭報酬等の額及び譲渡制限付株式報酬の報酬額等の改定に関するお知らせ

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の金銭報酬等の額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に係る報酬額等の改定を決議し、取締役の金銭報酬等の額の改定及び本制度に係る報酬額等の改定に関する議案を2024年12月18日開催予定の第23回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 取締役の金銭報酬等の額の改定について

当社の取締役の金銭報酬等の額は、2013年12月20日開催の第12回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、取締役の員数を2名増員することや、会社の規模や業績に相応しい競争力のある報酬水準とする必要があること、経済情勢や経営環境の変化等により取締役の役割と責務が増大していること等の諸般の事情を鑑み、本株主総会では、取締役の金銭報酬等の額を年額500,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の報酬額等の改定について

2019年12月19日開催の第18回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して本制度を導入し、本制度に係る譲渡制限付株式の交付のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記1.の金銭報酬等とは別枠で年額50,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される株式の総数は年間50,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

今般、対象取締役の員数を1名増員することや、会社の規模や業績に相応しい競争力のある報酬水準とする必要があること、経済情勢や経営環境の変化等により取締役の役割と責務が増大していること等の諸般の事情を鑑み、本株主総会では、本制度に係る金銭報酬債権の総額は、本株主総会において株主の皆様にご承認いただく予定の上記1.の金銭報酬等とは別枠で年額200,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される株式の総数を年間100,000株以内（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当を含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものいたします。）と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

以上のほか、本制度の内容に変更はございません。

以 上